

山口県報

令和 7 年
10 月 10 日
(金曜日)

目 次

○ 条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十日

山口県条例第四十三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成二十八年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表知事の項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第四十四号

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年山口県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百三十三条第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（山口県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号」を「第四百三十三条第一項第五号」に、「総称する」を「いう」に改める。

第八条第一号中「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に改め、同条第二号中「三十八万六千五百円と五円十八銭」を「四十一万九千円と五円六十二銭」に改める。

第十一条第一号中「五百四十一円三十一銭」を「五百八十六円八十八銭」に改め、同条第二号中「二十八円三十五銭」を「三十円七十三銭」に、「五十八万六千九百五十円」を「六十万九千六百九十円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定及び附則第三項の規定は、令和八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第八条及び第十一条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第一条の規定は、令和八年一月一日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙（山口県知事の選挙の場合に限る。）については、なお従前の例による。